

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	いばらきけんかさまし	ふりがな	かさましのうそんちくかつせいかけいかく
計画主体名	茨城県笠間市	活性化計画名	笠間市農村地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～令和4年度 令和2年度～令和2年度	総事業費(交付金)	230,097千円(115,048千円)
活性化計画目標	交流人口の増加(年間194,000人の増) 販売額の増加(年間232,764千円の増)	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 194,000人/年 地域産物等の販売額の増加 232,764千円/年 新商品の開発 3件

計画主体 確認の日付	令和2年1月31日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適		事業活用活性化計画目標を農林水産物等の販売・加工促進とし、地域連携販売力強化施設の整備を交付対象事業として、その評価指標は地域産物販売額の増を目指すものであり、妥当と言える。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適		交流人口の増加および地域農産物等の販売額増加のための事業構成であり、妥当と言える。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	適		「活性化計画の目標」では主に地域産業の活性化を掲げており、「事業活用活性化計画目標」は農林水産物等の販売・加工促進であるため整合しているといえる。

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	適		過去に実施しているが、改善計画期間ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適		笠間市第2次総合計画に記載の「地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります」同アクションプランにて「地場製品のブランド力の向上」として「地場製品を活用した商品開発への支援」「販路の開拓・拡大への支援」に取り組むため、本活性化計画における「農林水産物等の販売・加工促進」と整合が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適		事業説明会等を開催し、地域住民等の合意形成を得ている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適		笠間市「道の駅」整備推進協議会等において、女性委員等の意見や提案などを取り入れ、基本構想・基本計画を策定した。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	適		事業主体は笠間市であり、運営委員会も設置されており推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適		本地区の活性化計画の目標の「交流人口の増加」を目指すため、地域連携販売力強化施設を整備し、事業活用活性化計画目標において「地域農産物の販売額の増」を指標とし、ICに近い立地を活かし、笠間市における様々な体験や産業イベントに来訪する人々に本地区の農産物の加工品や農産品の購入機会が増えることで、地域産業の活性化及び農林畜産業の振興につながることから、整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	適		施設開設は令和3年秋を予定しており、計画期間は令和4年度までとしているため適切である。事業実施期間については、令和3年3月までを工期としているため適切である。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	適		土地収用法（昭和26年法律第219号）による茨城県の事業認定を受けており、農地法に関する制限除外等の届出について農業委員会の承諾、都市計画法に関する開発許可の特例措置を全て受けている。また、実施設計完了後に建築基準法に関する確認申請を実施する予定である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適		総事業費 230,097千円 交付要望額 115,048千円 交付限度額 交付対象事業費 230,097千円×交付額算定交付率1/2=115,048千円≧交付要望額 115,048千円であり、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	適		笠間市農村地区では市街化区域を除いた市内全域を計画区域としている。 本地区の農林地面積は全体面積の70.1%を占めており、また、農林漁業従事者数は全就業者数の8.5%を占めている。 農林地面積/地域面積=16,188/23,078=70.1% 農林漁業者/全就業者=1,749/20,411=8.5%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適		今回、新規に取り組む事業である。

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか</p>	適		<p>安全性の確保について建築士に依頼し、建築基準法や同施行令に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保している。また、実施設計及び施工監理については、別途監理委託業務を行い、検査体制の確保を行う。</p>
	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材利活用促進施設、㉖の地域資源活用交流促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	適		<p>実施要領別表2の事業メニュー㉗の地域連携販売力強化施設の整備であり、鉄骨造平屋建てとして建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき詳細設計を実施しており、県産材を利用した内装の木質化を積極的に取り組んでいる。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—		<p>当該施設は鉄骨造平屋建てであり該当しない。</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		<p>該当なし</p>
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	適		<p>「減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年財務省令第15号））」により、耐用年数は直売所（鉄骨鉄筋コンクリート造）39年、電気設備工事は15年、空調設備工事は13年、給排水設備及び衛生設備工事は15年、その他は10年とした。</p>

2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき適切に行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適		投資効率 = 1.77である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適		地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業実施主体は笠間市であり、実施要領に定める要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適		事業実施主体は笠間市であり目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適		全国の類似施設のアクセス条件、交通量と比較を行っており、当該施設においても利用が十分に見込める。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適		全国の類似施設のアクセス条件、交通量と比較を行っており、当該施設においても利用が十分に見込める。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適		施設機能や消費者ニーズをシミュレーションし、十分な検討を行っている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適		計画区域および地域の特性を踏まえ、農商工連携や地域の大学・高校などとの有機的な連携を十分に考慮している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適		マーケットイン型の産地づくりを経営戦略の要とし、実現可能な運営体制を検討している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適		笠間市「道の駅」整備推進協議会等において、女性委員等の意見や提案などを取り入れ、基本構想・基本計画を策定した。

2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	適		土木建築設計積算基準等により適切に積算している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適		鉄骨鉄筋コンクリート造に変更する等、低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		建物及び事業上必要な施設を対象としており、汎用性の高い附帯施設は対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適		備品等は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適		整備予定地は交通利便性が高く、集客の立地性や農林漁業者の利便性等を勘案して適正といえる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適		事業用地内の用地契約を終了し、見通しがついている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	適		整備する農産物直売施設は805㎡であり、1,500㎡未満である。

	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	適		交付対象事業費は 230,097 千円 交付限度額は 115,048 千円 1 m ² 当たり 28.6 万円である
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適		J A 常陸が中心となり農業者や地域住民で連携し、市内農産物の販売を主軸に、生産部会役員会を毎月開催している。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適		当該施設を販売拠点とし、ビニールハウス新設による品質向上に取り組んでおり、ブランド化につなげたい。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適		年間を通して運営を行い、運営会社や各テナントにおいて継続的な雇用と所得を生み出す施設整備を計画している。
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適		笠間市「道の駅」整備推進協議会等において、女性委員等の意見や提案などを取り入れ、基本構想・基本計画を策定している。 また、地場産品の 6 次産業化についても基本構想・基本計画で示している。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適		財政当局とも検討・協議済みである。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適		一般競争入札による適正なものである。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適		施設整備後は指定管理により、適正に管理・運営する予定となっている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適		収支計画を策定している。また、経営診断を受けて適正であると診断されている。

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適		道の駅全体の建築工事費を面積で按分し、工種ごとに対象工事費を算出している。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	適		他の事業への重複申請はしていない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適		生産振興を主たる目的としていない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適		他の施策等で交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。